特集

放射線技術科学科における臨床実習の取り組み

河村 誠治

放射線技術科学科

Efforts of clinical training in the Department of Radiological Science

Seiji KAWAMURA

Department of Radiological Science, Faculty of Health Science, Junshin Gakuen University

【要旨】 放射線技術科学科では臨床実習対策委員会及び臨床実習ワーキンググループが中心となり学生支援 を行っている、現在、これまでの実習を総括し更に高い教育効果を得るための方策について検討を行っている、 また診療放射線技師の養成施設に関わる指定規則が改正され臨床実習の単位が10単位から12単位となる予定で ある. 今後, 臨床実習の2単位増加の内容を吟味しカリキュラムに反映する予定である.

[Summary] The Department of Radiological Science provides support for students primarily via the Clinical Training Committee and the Clinical Training Working Group. Currently, the department considers ways to increase educational effects based on insights obtained from a review of all the past training practices. Due to amendments of specified rules for radiological technologist training institutions, the number of required clinical training units will be changed from 10 to 12. In the future, contents of additional two clinical training units will be examined and reflected in the curriculum.

キーワード: 臨床実習, 診療放射線技師, 指定規則

Keyword: Clinical training, Radiological technologist, Specified rul



本稿では放射線技術科学科(放射線)が取り組んできた臨床実習(実習)につ いて纏めてみる. 放射線の実習は,「画像検査技術学臨床実習 I 」「画像検査技術 学臨床実習Ⅱ」「核医学検査技術学臨床実習」「放射線治療技術学臨床実習」の4科 目で構成されている。旧カリキュラムでは、実習を3年次後期(2週間)及び4年次 前期(8週間)に行っていたが、新カリキュラムでは実習時期を3年次後期(10週 間)に集中して行っている。学生は、実習を体験する事で、講義で学んだ知識や 技術等と実際の医療現場での診療放射線技師の業務や放射線機器との統合を図る ことができる. 一方, 実習科目は, 医療技術を習得する上で重要な専門科目であ

本学は、国立病院機構九州医療センターをはじめ約300施設(放射線は90施設)と実習の提携を行っ

ている、実習病院との密接な連携、協力は、学生の実習だけでなく地域医療への貢献に繋がると期待さ れている.

さて国民の期待に応えられる優秀な人材育成は、医療系大学の社会的使命の一つである。実習は、こ の使命を達成するために重要な科目であり、本学では学外実習対策委員会(委員会)及び学科では臨床 実習ワーキンググループ (WG) が中心となり学生への支援を行っている. 今回は、1) 臨床実習の意 義及び効果、2) 大学側の取り組み、3) 受入れ側の取り組み、4) 看護実習と診療放射線技師実習の違

り単位を取得できない場合は卒業不可となる.

20 河村 誠治

い、5) 臨床実習協議会のあり方、6) 学外実習対策委員会の役割について述べる.

1) 臨床実習の意義及び効果

放射線の実習は、国立病院機構九州医療センターをはじめ九州地区の大学病院や国公立病院、民間総合病院の協力のもとで行われている。実習の意義は、診療放射線技師業務の実際の役割りや患者接遇、X線撮影技術学、画像検査技術学、チーム医療の学習さらには社会人としてのマナーの体得にある。実習の効果は、机上の学習で得た知識と実際の診療放射線技師業務の統合及び診療放射線技師職をより具体的に捉えることができることにある。同時に医療職として、またチーム医療の一員として、保健医療分野における診療放射線技師の役割と責任について理解を深め、医療人としての自覚を育てていくとともに、医療職として求められる実践力や態度とは何かを自覚することにある。卒業生からのメッセージとして「臨床実習では、診療放射線技師の活躍を目のあたりにし、自分の目指す技師像が明確になりました。」との話を良く耳にする。

本学教員や実習病院の指導者は、学生が実習を通して講義では学ぶことができない実学の習得及び診療放射線技師職への志を高め将来の活躍を期待している.

2) 大学側の取り組み

放射線は、実習に関してWGを中心に様々な取り組みを行っている。実習前には、本学教員により学生が臨床実習に臨むにあたっての心得やマナー、身なり、実習で学ぶべきことなどの集中ガイダンス及び画像検査技術学、核医学検査技術学、放射線治療技術学などの講義が行われる。また、実習後には、「臨床実習報告会」を開催し学生は実習病院毎の経験や習得成果を同期生や下級生、教員へ向けてプレゼンテーションを行い実習で学んだことを再確認し学習効果を高めている。この「臨床実習報告会」を行うことで学生は実習を振り返ることができ気持ちを新たに次の試練である卒業研究、就職試験、国家試験対策に取り組むことができる。また、1~3年生は、実習の様子及び内容や注意点等の把握ができる。下級生から4年生への質問も見受けられ学年間の交流にも役立っている。

実習前後には、実習の成績評価の一つとして国家試験科目である「診療画像機器学」「診療画像検査学」「核医学検査技術学」「放射線治療技術学」「X線撮影技術学」などの模擬試験を行っている.これらの科目は、実習中に実際の検査や機器を直接見ることや指導を受けることで実習後の成績に顕著な向上がみられる.実習病院の指導者をはじめ関係の皆様へ感謝と敬意を表するものである.

また、各実習施設に専任教員を配置して、実習先の実習責任者と本学教員との相互連絡体制を構築している。実習前には実習病院を訪問して実習指導者と実習内容や事故時の対応等を確認し、実習終了後には学生の実習態度、成績、トラブルの有無等について意見交換して次年度への改善に向けて取り組んでいる。仮に実習中に事故が発生した場合は、状況・原因等を分析し、今後の再発防止のために実習指導者及び担当教員から指導を受け、事故報告書を記入し大学へ提出する。

今後の課題として、学生が主体的に学ぶ力やコミュニケーション能力の育成が必要かつ重要と考えて いる。

大学側の様々な取り組み項目

- ○臨床実習要項の作成
- ○臨床実習に必要な提出種類の確認(誓約書や実習用定期等)
- ○放射線障害防止に関わる教育訓練 ○患者接遇 ○医療情報の基本
- ○臨床実習前オリエンテーション(実習連絡網,服装,頭髪等のチェック)
- ○教員の実習前後病院訪問・学生の事前病院訪問
- ○画像検査技術学に関わる講義

(CT, MRI, DSA, RI, 超音波, 放射線治療技術学, 診療画像機器工学, 医用画像情報工学)

- ○臨床実習前後の確認試験 ○臨床実習終了時オリエンテーション
- ○臨床実習報告会(1~4年生)

3) 臨床実習病院側の様々な取り組み項目

- ○実習に関する調整(臨床実習病院と本学との契約,スケジュール調整,放射線部及び病院事務間の 調整,放射線部内の実習担当者間調整,ロッカー準備等)
- ○実習マニュアルの作成(実習講義資料作成,課題準備,実習評価等)
- ○実習担当者の育成(臨床実習研修会への参加)

4) 診療放射線技師実習と看護実習の違い

看護実習では、領域別の実習要領の説明や前回実習の評価等について教員、実習指導者、学生間で目標や課題の共有を行っている。その上で実習期間中は、教員が実習施設において指導者と協力しながら学生の指導を行っている。このように看護は教員が実習現場に赴くが、放射線実習では教員が実習現場に赴くことは現状では行われていない。

5) 臨床実習協議会のあり方

臨床実習協議会を年に1回開催し、教育目的、方法、実習における到達目標、評価、運営上の問題などについて討議し、次年度への課題を明らかにしている。具体的な内容は、学科長による実習の総括、実習担当教員による次回の実習予定、数施設の実習指導者からの講演、学生の数名から実習で学んだ内用の報告等で構成されている。その後、大学側と実習病院の双方から要望や改善点、疑問点などが提出され、これらの検討が行われる。また、実習に関する変更点が生じる場合は本協議会でも必ず連絡・検討を行っている。

6) 学外実習対策委員会の役割

委員会は、①学外実習の教育水準の確保、②学外実習施設の確保、③学外実習における学生支援の3つを主要な役割として活動を行い、四学科に共通する事項の審議及び連絡調整を行っている。具体的な審議事項を次に示す。

- (1) 臨床実習の教育水準確保
- (2) 臨床実習協議会の開催
- (3) 臨床実習に関する各学科等との連絡調整
- (4) 臨床実習に関わる学外関係者との連絡調整
- (5) 臨床実習施設の確保
- (6) 臨床実習における学生支援
- (7) その他全般的な臨床実習に関する項目

以上、放射線技術科学科の実習への取り組みを簡単に述べた。これまでの全実習を総括し更に高い教育効果を得るための方策について検討を行っている。なお診療放射線技師の養成施設に関わる指定規則が近く改正予定である。教育に関わる改正として臨床実習が10単位から12単位へ、医療安全管理学が1単位から2単位へ、新科目として仮称「画像診断・技術学」が4単位となる予定である。今後、臨床実習の2単位増加の内容を良く吟味し臨床実習協議会においても検討を行いカリキュラムに反映する予定である。